7/29 東報

特別防衛監察結果詳報

【一連の経緯】

昨年七月十九日　内局情報公開・個人情報保護室（内局情個室）は「七月六～十五日（日本時間）に中央即応集団司令部と南スーダン派遣施設隊との間でやりとりした文書すべて（電子情報含む）」の開示請求書を受け付けた。

同二十日以降　中央即応集団（CRF）司令部関係職員は、司令部に行政文書としての日報を含む複数の該当文書の存在を確認した。

八月一日ごろ　CRF副司令官（国際）は司令部関係職員から報告を受けた際、日報が該当文書から外れることが望ましいとの意図をもって、日報は行政文書の体を成していないと指摘し、日報以外の文書で対応できないか陸上幕僚監部（陸幕）に確認するよう指導した。指導を受け、司令部関係職員は陸幕関係職員に対し、保有する日報は個人資料であると説明し、日報を該当文書に含めないとする旨を確認、了承された。

九月十六日　防衛省として日報が除かれた複数の該当文書を部分開示すると決定した。（決裁に防衛相は含まれていない）

十月三日　内局情個室は、日報に関する開示請求書を受け付け、陸幕関係職員らに開示請求書を送付した。

同六日　陸幕関係職員はCRF司令部関係職員に、開示請求書を送付した。その後、司令部関係職員は日報が存在しているにもかかわらず、陸幕関係職員に対し、七月十九日付の開示請求と同様の対応とすることを確認し、了承された。

十二月二日　防衛省として、文書不存在で不開示とすることを決定した。（決裁に防衛相は含まれていない）

同十二日　自由民主党行政改革推進本部（自民党行革推進本部）から日報の不開示決定に関する事実確認について資料要求があった。

同十三日ごろ　陸幕運用支援・情報部長（陸幕運情部長）は陸幕関係職員に対し、指揮システムの掲示板における日報の現状を確認した結果、日報が存在するとの報告を受け、掲示板の適切な管理を指導した。その後、陸幕関係職員はCRF司令部関係職員に指導を伝達、司令部関係職員により、第十次隊までの日報が掲示板から廃棄された。

12月13日ごろ　日報が存在 その後廃棄

同十六日　統合幕僚監部（統幕）総括官は防衛相に対し、不開示決定の件を報告した際、日報を再探索するよう指示を受けたが、陸幕等に再探索を指示しなかった。統幕総括官は同二十六日、統幕参事官付に日報が存在することを確認した。

二〇一七年一月二十七日　陸幕運情部長は統幕総括官に対し、陸自に日報が個人データとして存在すると回答した。統幕総括官は海外出張中の事務次官に連絡し、陸自に存在する日報は公表に耐えられる代物か不明との事務次官の判断を踏まえ、陸幕運情部長に対し、統幕に存在する日報のみを防衛相に報告すると説明した。統幕総括官は防衛相に対し、統幕に日報が存在することなどを報告した。陸自に存在することについて発言はなかった。

二月六日　統幕総括官は、自民党行革推進本部に日報などを提出した。統幕は同七日、統幕で日報を発見したことを公表し、民進党国対ヒアリングで日報の管理状況等に関する質問に回答した。

2月13日、15日　防衛相に取り扱いを説明

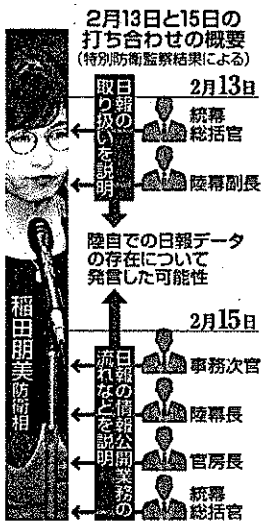

同八日ごろ　陸幕運情部長はCRF司令部幕僚長に対し、適切な文書管理について依頼した。その後、司令部で保有する複数の日報が廃棄された。同時期、陸幕運用支援課長は陸幕運情部長の指導で、陸幕初動対応室にある日報を廃棄した。

同九日　防衛省として、日報の不開示決定の取り消しに関する審査請求の認容を決め、同十三日に改めて部分開示を決定した。

同十五日　陸幕長等は事務次官や統幕総括官に途中経過を報告。その際、陸幕運情部長は、陸自に存在する日報が行政文書として管理されているか不明である旨も説明した。事務次官は陸幕長等に対し、陸自の日報は管理状況が不明確のため防衛相に報告する必要がないとの判断を示した。

同十六日　事務次官は陸幕長等に対し、陸自の日報は個人データであるとの認識により、防衛省として日報を公表しているから情報公開法上は問題ないとし、対外説明の必要はないとの方針を示した。（同十三日、統幕総括官と陸幕副長が防衛相に、陸自における日報の取り扱いを説明した。さらに同十五日の事務次官室での打ち合わせ後に、事務次官、陸幕長、大臣官房長、統幕総括官が防衛相に対し、陸自における日報の情報公開業務の流れ等について説明した。両日の説明の際、陸自における日報の存在について何らかの発言があった可能性は否定できないものの、日報データの存在を示す書面を用いた報告がなされた事実や、非公表の了承を求める報告がなされた事実はなかった。また、防衛相により公表の是非に関する何らかの方針の決定や了承がなされた事実もなかった）

三月十五日　陸自が一貫して日報を保管していたなどとする報道がなされた。同日、防衛相から特別防衛監察の実施が指示され、同十七日、特別防衛監察計画が承認された。

【監察結果】

昨年七月十九日付、昨年十月三日付の開示請求における不適切な対応は、開示義務（情報公開法五条）違反につながるもので、職務遂行の義務（自衛隊法五六条）違反に該当する。

昨年十二月の日報の廃棄は情報公開法五条違反につながり、自衛隊法五六条違反に該当する。

今年一月の日報の廃棄は、防衛省として統幕の日報を公表するとしており、直ちに情報公開法違反にはつながらないものの適切ではなかった。

日報の存在に関する大臣報告の遅れと対外説明を含む不適切な対応は、自衛隊法五六条違反に該当する。

事務次官らが対外説明スタンスを変更する機会があったのに継続したことは自衛隊法五六条違反に該当する。

【改善・再発防止策】

今後海外に派遣される部隊が作成した日報は全て統幕参事官に送り、参事官が整理・保存して一元的に管理し、情報公開請求にも一元的に対応する。保存期間は十年とし、満了後は国立公文書館に移管する。将来の同種事案の絶無を期すとともに、国民への説明責任を誠実に果たす。

文書不存在による不開示決定とした全案件について、管理者へのヒアリングや保有可能性のある部局の現地調査を実施する等の権限を有する「情報公開査察官（仮称）」を新設する。

PKO活動に係る派遣部隊から上級部隊への報告、部隊から各幕僚監部、内局や政務三役への報告等、日報以外の活動の記録、報告は基本的に保存期間を三年とする。

【終わりに】

防衛省・自衛隊の活動には国民の理解と支持が不可欠。適切な行政文書管理と情報公開業務で国民に説明する責務を全うすることは極めて重要。今回の日報事案で国民に多大な疑念を生じさせたことを真摯（しんし）に受け止め、各種業務の適正性確保に万全を期すべきである。